

神栖市文化財分布地図



ウチワサボテン群生地 (F-3)
県指定の天然記念物。熱帯アメリカ原産。100年は経過しているのではないかと推定される。毎年6月～8月頃には黄色く美しい花を咲かせる。



木造 釈迦涅槃像 (神善寺) (J-4)
県指定の彫刻。檜材の寄木造りで作者は明確でないが、中央仏師の作ではないかと思われる。年代的には鎌倉時代と思われる。



木造 大日如来座像 (神善寺) (J-4)
県指定の彫刻。檜材の寄木造り、孫宿を施す。室町時代作と推定。また、宮殿に「竜ヶ崎法橋寛長 元和八年四月十一日」と記録されている。



波崎の大タブ (神善寺) (J-4)
県指定の天然記念物。周囲 約8.10m、幹高 約15m、樹齢約1,000年余を数える。別名をイヌグスという。



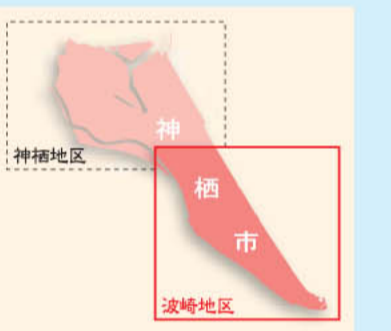
一石宝篋印塔 (神善寺) (J-4)
宝篋印陀羅尼を納める塔であり、後には供養塔、墓碑等として建てられ鎌倉時代以後一定の形式が成立した。室町時代作と推定。



木造 阿彌陀如来座像 (廣幢院) (J-5)
檜材の寄木造りで漆箔(近世の補修)を施し、彫眼である。平安時代後半作と推定。



イヌマキ (廣幢院) (J-5)
目通し 約3.32m、根回り 約5.15m、樹齢約350年を数える。



- 凡例**
- 集落跡・包蔵地
 - 古
 - △ 前方後円墳
 - ▲ 貝
 - ▽ 塚
 - 城館跡
 - ◇ 砂丘
 - 指定文化財
 - 市役所・支所
 - 主な公共施設
 - 学
 - 寺
 - 神
 - 高速・有料道路
 - 国道
 - 県道



紙本 両界曼荼羅 (正福寺) (I-3)
両界曼荼羅とは、「大日経」「金剛頂経」の二大密教教典によって図された本尊を、胎藏界曼荼羅、金剛界曼荼羅で併せてしたもの。



木造 大日如来座像 (正福寺) (I-3)
檜材の寄木造り、孫宿を施す。室町時代末期作と推定。



*****埋蔵文化財(遺跡)一覧*****

遺跡番号	遺跡名	所在地	種類	現況	時代・時期	備考	地図索引
波001	海老台貝塚	波崎7540番地1	貝塚	林	○ ○		K-5
波002	別所貝塚	古高野4517番地5	貝塚	道路、宅地	○		J-4
波004	仲新田貝塚	法花塚8248	貝塚	道路、宅地	○	H18 仲新田貝塚A・B統合	J-4
波005	吉沼貝塚	池端2380番地2	貝塚	道路、畑	○		J-4
波006	一丁目貝塚	矢田部川尻4627番地	貝塚	畑	○ ○ ○		H-2
波007	三番蔵遺跡	太田三番蔵564番地	包蔵地	林、畑	○		F-1
波008	長照寺遺跡	太田押揚402番地	包蔵地	林	○	土地改良事業一部不明	G-2
波009	太田古墳	太田押揚728番地	古墳	宅地	○	畑に整地(S23)	G-2
波010	壺田寺遺跡	吉沼1263番地	包蔵地	畑	○ ○		J-4
波011	荒波遺跡	村後2634番地5	包蔵地	畑	○ ○ ○		J-4

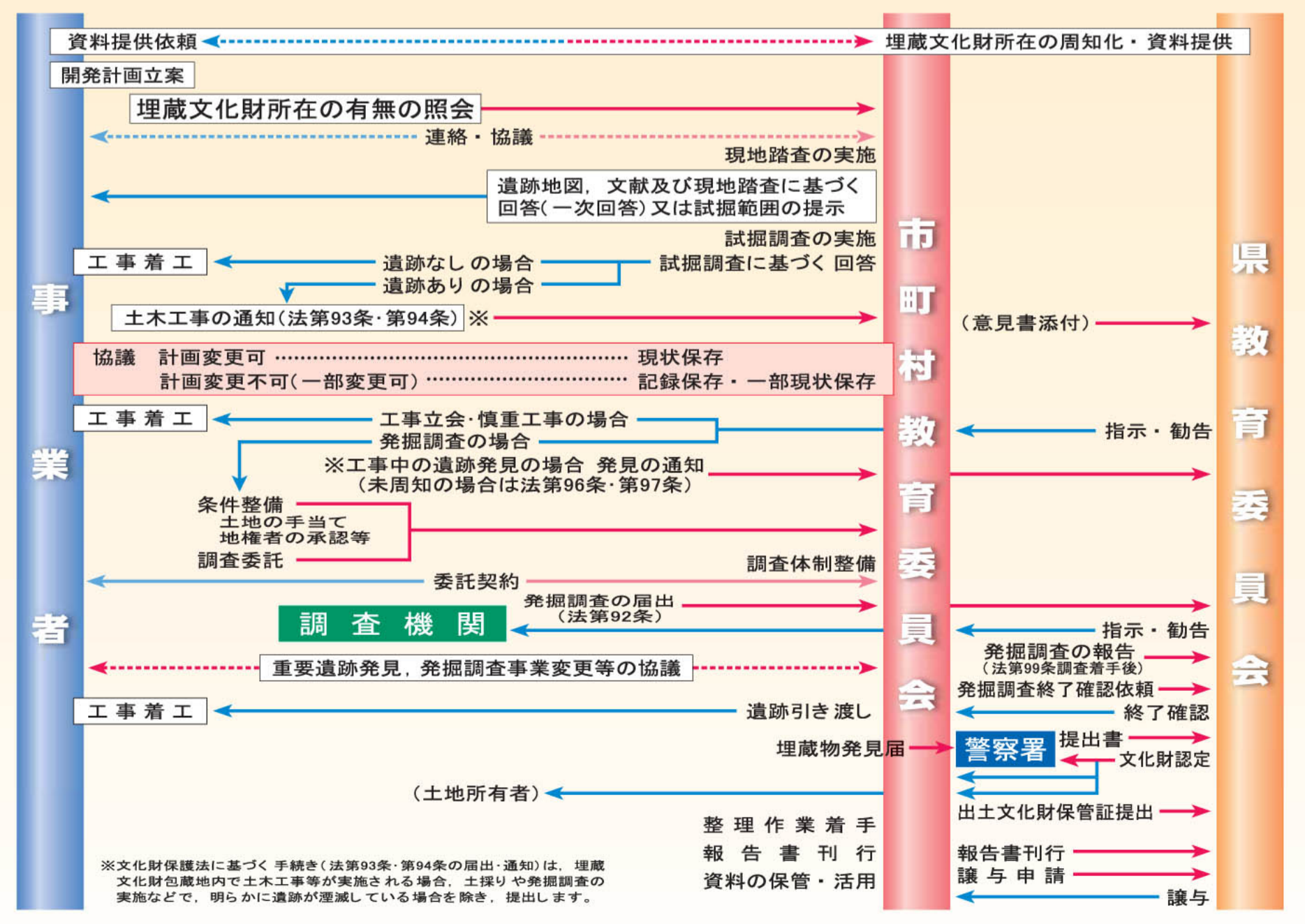
*****神栖市内の指定文化財*****

指定区分	種類	名称	所在地	管理者	指定区分	種類	名称	所在地	管理者	指定区分	
国	建造物	山本家住宅	奥野谷	山本信三郎	D-5	市	彫刻	木造 阿彌陀如来座像	波崎	廣幢院	J-5
県	彫刻	木造 釈迦涅槃像	波崎	神善寺	J-4	市	彫刻	木造 毘沙門天立像	波崎	廣幢院	J-5
県	彫刻	木造 大日如来座像	波崎	神善寺	J-4	市	彫刻	木造 兜跋毘沙門天像	波崎	廣幢院	J-5
県	天然記念物	波崎の大タブ	波崎	神善寺	J-4	市	典籍	木版刷大般若波羅密多經	波崎	神善寺	J-4
県	天然記念物	ウチワサボテン群生地	太田	教育委員会	K-3	市	典籍	木版刷大般若波羅密多經	矢田部	正福寺	I-3
市	建造物	釈迦堂	波崎	神善寺	J-4	市	書跡	写経 石下幡木	弥勒院	B-3	
市	絵画	紙本 両界曼荼羅	波崎	神善寺	J-4	市	史跡	浄妙塚	筒井	B-3	
市	絵画	紙本 両界曼荼羅	矢田部	正福寺	I-3	市	無形民俗文化財	獅子舞(ささら舞)	田畑地区	獅子舞保存会	D-4
市	彫刻	木造 地藏菩薩立像	波崎	神善寺	J-4	市	無形民俗文化財	孫渡し	下幡木地区	下幡木区	B-3
市	彫刻	一石宝篋印塔	波崎	神善寺	J-4	市	無形民俗文化財	手子后神社 大潮祭鳴り物	波崎	波崎鳴物保存会	K-5
市	彫刻	木造 薬師三尊像	矢田部	正福寺	I-3	市	無形民俗文化財	大鳥神社 西祭	矢田部	東海区 西前地区 上中区	I-3
市	彫刻	木造 大日如来座像	矢田部	正福寺	I-3	市	天然記念物	ハマナス 自生地	波崎壺ヶ浜	教育委員会	J-5
市	彫刻	木造 阿彌陀如来座像	矢田部	正福寺	I-3	市	天然記念物	イヌマキ	波崎	廣幢院	J-5
市	彫刻	木造 大日如来座像	矢田部	正福寺	I-3						

埋蔵文化財の取扱いについて

埋蔵文化財とは、地下などに埋もれて、通常目にふれない状態にある文化財をいいます。埋蔵文化財には、大きく分けて集落跡・貝塚・古墳・古窯跡、寺院跡などの遺跡と、土器、石器、木器、金属器などの遺物とがあります。これらが地下に包蔵された土地のことを埋蔵文化財包蔵地とします。これらの場所で土木工事等の開発行為を行う際には、文化財保護法により、あらかじめ届出等を行うことが義務づけられています。また、どうしても遺跡の破壊が避けられない場合には、事前に発掘調査を実施することとされています。

開発事業における埋蔵文化財の事務取扱フロー



※文化財保護法に基づく手続き(法第93条・第94条の届出・通知)は、埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等が実施される場合、土壌りや発掘調査の実施などで、明らかに遺跡が埋蔵されている場合を除き、提出します。